

第3回 「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会

日時 平成19年12月20日(木)

午後3時～

会場 市役所7階 農業委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1)第2回条例制定懇談会会議録について
- (2)第2回条例制定懇談会資料の修正について
- (3)路上喫煙の規制について(各論)
 - I 具体的な規制区域
 - II 実効性の確保について

4 その他

5 閉 会

路上喫煙の規制について

【基本的な考え方】

- ・喫煙に関しては、市民意識の変化が見られ、屋外の公共の場での歩行喫煙や人ごみなどにおける喫煙等は、社会生活上のマナーに反し、多数の市民が嫌悪を感じる行為として認識されてきている。
- ・喫煙行為は軽易で反復的行為であり、単に社会的な嫌悪の情のほか、その行為が直接市民福祉の妨げとなっている場合であれば、秩序維持のために制限を加えることが許容される。
- ・したがって、規制のあり方を検討するに当たっては、直接的な市民福祉の妨げとなる内容の、その客観性や蓋然性を踏まえ検討されなければならない。

I 条例の目的（直接的な市民福祉の妨げとなる内容）

1 安全・安心の観点について

(1)喫煙行為が及ぼす影響

- ・煙草による歩行者等の火傷や持ち物などの焦げ

(2)考え方

- ・多くの人々が往来する場所では、煙草の火による火傷や、衣服、カバンなどの持ち物の焦げなどのほか、喫煙者の煙草を持つ手は幼児や車椅子の方の顔付近の高さであることから、火傷を負わせるなどの事故が発生する危険性があり、「直接的な市民福祉を妨げる行為」と言える。

2 環境の観点について

(1)喫煙行為が及ぼす影響

- ・吸殻のポイ捨てによるまちの美観の悪化

(2)考え方

- ・ポイ捨ての中でも特に吸殻が多く、まちの美観を阻害する大きな要因となっており、吸殻のポイ捨ても他の投棄と組み合わせたとすれば、「広い意味で市民福祉を妨げる行為」と言える。
- ・しかし、「ごみのないきれいなまちづくりを目指す」という目的から、ポイ捨て行為を禁止し、違反者への警告や罰則規定を設けた「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」の制定作業をすすめている。

現在は「宇都宮市空き缶等の散乱防止に関する条例」においてポイ捨て行為が禁止されており、この内容は上記の条例に移行される予定である。

- ・環境美化を阻害するものの一つに位置づけられるものであることから、上記の条例の範疇に含める方向で検討されており、喫煙に関連するということをもって、それを別出しにする合理的な理由は見つからない。

3 健康の観点について

(1)喫煙行為が及ぼす影響

- ・受動喫煙による健康被害

(2)考え方

- ・屋外における受動喫煙の健康被害を立証することは困難であることから、健康の観点で「屋外における公共の場での喫煙が市民福祉を妨げる行為」であるとは言いきれない。

4 結論

- ・次の2点を条例の目的とする。

- (1)軽犯罪法が「公共の場での迷惑行為や露出」などを風紀や社会秩序維持の視点から禁止しているのに準じ、屋外における公共の場でのマナーに反した喫煙を制限すべき行為に位置付け、喫煙マナーや「おもてなし」の向上を推進すること。
- (2)多くの人々が往来する場所での喫煙を歩行者等の火傷や持ち物の焦げの被害等を引き起こすなどの直接的な市民福祉の妨げとなるものであるととらえ、それを防止し安全・安心を確保すること。

II 規制区域、時間について

1 考え方

- ・喫煙行為が公共の秩序維持や、安全・安心の確保を妨げる蓋然性が高いと考えられるのは、「人が多く、動きが多い場所」つまり、歩行者が多い場所における行為であると考えられる。したがって、市内全域を「路上喫煙を禁止する区域」（以下「禁止区域」という）として規制することは困難である。
- ・規制時間については、喫煙マナー向上の観点から、路上喫煙そのものを極力抑制する必要があることから、時間による規制は馴染まないものと思われる。

2 結論

- ・以上のことから、歩行者の多い道路やそれに類する区域などを禁止区域とする。
- ・しかしながら、それ以外の場所においても、蓋然性が高いとは言えないが、喫煙による火傷などの被害や危険性がないとも言いきれず、また、屋外における公共の場での喫煙マナーの向上を図るためにも、禁止区域を除いた市内全域における道路やそれに類する区域において喫煙行為をする場合は、マナーを守るよう努力義務を課し規制するものとする。
- ・上記の規制（禁止、努力義務）についてはいずれも終日とする。

※具体的な禁止区域については、次回の議題とする。

Ⅲ 規制する行為の範囲について（喫煙行為としての定義）

1 規制の対象となりうる行為

- (1)火のついた煙草を持つ行為
- (2)煙草を吸う行為
- (3)歩きながら煙草を吸う行為

2 考え方

〔禁止区域での考え方〕

- ・歩行者数の多い場所においては、喫煙者の歩行の有無に関わらず、火のついた煙草を持っていること自体が火傷などの被害を引き起こす原因になり危険である。

※(1)以外を採用した場合、監視の際に違反行為を現認する必要がある、違反者に言い逃れの機会を与えるおそれがある。

〔努力義務区域での考え方〕

- ・禁止区域外（喫煙行為により公共の秩序維持や、安全・安心の確保を妨げられる蓋然性が比較的低い区域）においては、歩きながら火のついた煙草を持つ行為が危険であると考えられる。
- ・立ち止まったままであっても、煙草の火の処理如何によっては、その火に触れ火傷等の被害に発展する危険性があることから、煙草の火の適正な管理について配慮が必要である。

〔共通の考え方〕

- ・被害を確実に防止するためには、自転車、原動機付自転車、自動二輪車の運転者についても規制をする必要がある。
- ・また、自動車については、車内という空間の中であれば、喫煙行為による危険性は伴わないと考えられるが、煙草を持った手を窓から出す行為が火傷などの被害を引き起こす原因となり得ることから、その行為に限り規制する必要がある。

3 結論

〔禁止区域〕

- ・自転車、原動機付自転車、自動二輪車を含め上記1に記載した「(1)火のついた煙草を持つ行為」からすべて禁止するものとする。また、自動車の運転者及び同乗者については、煙草を持った手を窓から出す行為についても範囲に含むものとする。

〔努力義務区域〕

- ・歩きながら（自転車、原動機付自転車、自動二輪、自動車の走行中についても同様）火のついた煙草を持つ行為をしないよう努力義務を課すこととする。
- ・立ち止まったままであっても、喫煙の際に周囲に対して安全配慮を行うことや、煙草の火を適正に管理（携帯灰皿の所持、喫煙後の確実な火の始末など）することについて努力義務を課すこととする。

【条例における規制の対象となる行為の例示】

	(仮称) 宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例		〔参考〕 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例
	禁止区域*	禁止区域を除く市内全域*		
火のついた煙草を持つ	立ち止まって	◎		
	歩きながら	◎	△	
煙草を吸う	携帯灰皿所持	◎		
	携帯灰皿未所持	◎	△	△ (携帯灰皿所持の義務)
	歩きながら	◎	△	
煙草の火の不適切な管理			△ (煙草の火の適正な管理)	
煙草を捨てる				◎ (罰金)
(煙草を捨てたうえで) そのまま放置する				◎ (警告対象) ◎ (美観重点区域内において警告に従わない場合)

◎：行為を禁止しており，過料の対象になるもの

○：行為を禁止しているもの

△：その区域内において，行為をしないよう努力義務の対象となるもの

※：道路やそれに類する区域

路上喫煙の規制について(各論)

I 具体的な規制区域

規制区域の考え方（前回協議事項）

- ・喫煙行為が公共の秩序維持や、安全・安心の確保を妨げる蓋然性が高いと考えられる歩行者の多い道路やそれに類する区域などを、終日「路上喫煙を禁止する区域」（以下「禁止区域」）として規制する。
- ・禁止区域以外の場所においても、蓋然性が高いとは言えないが、喫煙による火傷などの被害や危険性がないとも言い切れず、また、屋外における公共の場での喫煙マナーの向上を図るためにも、禁止区域を除いた市内全域における道路やそれに類する区域において喫煙行為をする場合は、マナーを守るよう努力義務を課し規制する。

1 努力義務区域案

- ・禁止区域以外の市内の道路，公園その他の屋外の公共の場所を努力義務区域とする。

2 禁止区域案

【区域 1（別紙参照）】

- ・「規制区域の考え方」に基づき、平成 19 年度の宇都宮市商店街通行量実態調査における 1 時間あたりの最大地点通行量と、それぞれの道路（歩道）の幅員を考慮した上で設定したものに、予想される歩行者の動向を踏まえ付随した区域を加える。
- ・東武宇都宮駅北口に面する市道 34 号線，オリオンスクエアについては通行量実態調査を実施していないが、上記の道路に類するものとして禁止区域に含めるものとする。
- ・また、現在、中心市街地の活性化策の一つとして回遊性の向上を図ろうとしていることから、中央通り（県庁から市役所まで）、御橋通り、本丸通り（二荒通り南端から城址公園北側まで）を含めるものとする。
- ・さらには、区域の起点、終点の設定に際しては市民等へのわかりやすさを考慮した。

【区域 2（別紙参照）】

- ・歩行者の多い場所として、市内外からの来訪者も多い鉄道駅周辺が想定されるが、駅乗降人員により J R 宇都宮駅周辺について禁止区域を設定するものとする。
- ・なお、J R 宇都宮駅東口については禁止区域を設定する必要があるが、現在、宇都宮駅東口土地区画整理事業が施工中であり、平成 20 年度に整備が予定されているため、整備完了後に上記の考え方にに基づき区域設定を行うものとする。

※禁止区域については、今後状況の変化に応じて変更していくものとする。

※なお、現在制定作業が進められている、「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」における、ポイ捨て放置に関する規制区域（美観重点区域）は上記の区域を含んだ範囲とするよう調整するものとする。

3 禁止区域内における喫煙スペースについて

(1)考え方

- ・条例では市民の安全・安心を妨げ（身体、財産に危害を加えることなど）たり、マナーの悪い喫煙行為に対し規制を行うもので、これらに該当しない喫煙行為までを否定するものではない。
- ・路上喫煙による被害に関する問題は、本来的には喫煙者のマナーやモラルの問題であり、屋外の公共の場での歩行喫煙や人ごみなどにおける喫煙をしないなど、喫煙者がルールやマナーを守るのであれば、路上喫煙行為は基本的に許容される。
- ・本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であることから、むしろ敢えて喫煙スペースを設け、ルール、マナーを守る、メリハリのある喫煙を促すことが条例の趣旨に合致するものと思われる。
- ・また、禁止区域内に喫煙スペースを設けなければ、その周辺の努力義務区域内において、喫煙者が増加し、結果としてそれらの場所においてマナー低下につながる可能性は否定できない。

(2)結論

- ・禁止区域内またはその隣接地に喫煙スペースを設置するものとする。
- ・ただし、設置にあたっては、喫煙マナーの向上や、歩行者等の安全・安心の確保といった条例の目的の妨げとならないように十分配慮するものとする。また、設置数は必要最小限にとどめる。

Ⅱ 実効性の確保について

1 責務や役割について

- ・ 条例の目的を達成するためには、市、市民等、事業者それぞれが主体的な役割を担うよう、責務、役割を明らかにし、実施を促す必要があることから、条例に下記の項目を盛り込むこととする。

(1)市の責務

- ・ 条例の目的を達成するため、路上喫煙による被害の防止に関する必要な施策を実施すること及び市民等、事業者への意識の啓発を実施すること

(2)市民等の責務

- ・ 喫煙の際には、マナーを守った喫煙に努めること
⇒喫煙をする場合は、歩きながら火のついた煙草を持つ行為や吸う行為をしないように努めること。
立ち止まったままであっても、煙草の火の処理如何によっては、その火に触れ火傷等の被害に発展する危険性があることから、喫煙者は煙草の火を適正に管理しなければならない。
- ・ 路上喫煙による被害の防止に関する本市の施策へ協力すること
⇒路上喫煙規制などの施策に対する協力 など

※条例の目的を達成するためには、市民のみならず、本市を滞在、通過する者を含め対象とする必要があるため、本条例ではそれらを「市民等」として定義することとする。

(3)事業者の責務

- ・ 路上喫煙による被害の防止に関する本市の施策への協力
⇒工場や、大型商業施設の敷地内（屋外）において、条例の趣旨等を踏まえ、路上喫煙対策に協力すること
店頭などに灰皿を設置する場合、隣接する道路等の歩行者の安全性が確保されるよう配慮すること など

2 罰則について

(1) 考え方

- ・これまでの議論のとおり、この条例は喫煙マナーや「おもてなし」の向上と、歩行者等の火傷や持ち物の焦げの被害等を防止し、安全・安心を確保することを目的として制定するものである。なかでも禁止区域は、条例の目的が妨げられる蓋然性が高い区域であり、努力義務を課す市内全域よりも一層の実効性が求められる区域であることから、その実効性を担保するために禁止区域内での違反者に対し、何らかの罰則を設ける必要がある。

(2) 条例で定めることができる罰則（地方自治法第14条）

- ・2年以下の懲役若しくは禁錮
- ・100万円以下の罰金，拘留，科料若しくは没収の刑
- ・5万円以下の過料[※]

※過料とは

- ・金銭罰の一種ではあるが、刑罰である罰金及び科料と区別されるもので、行政上の秩序を維持するために秩序違反行為に対して科される行政処分である。
- ・裁判所などの力を借りずに、地方公共団体が自らの権限で科することができる。
- ・刑法上の犯罪に科す刑罰とは異なるため、前科にはならない。

(3) 結論

- ・他人に迷惑や被害を及ぼす行為の防止に加え、条例の趣旨、目的を理解してもらおう契機とするため、併せて、違反行為への抑止効果や、市内全域へのマナー向上、安全・安心の確保に向けた普及啓発、PR効果を得るため、禁止区域における違反者に対し、秩序維持という観点から罰則（過料）を設けるものとする。
- ・過料の額については、抑止効果や徴収の確実性（徴収できる確実性の高い額、現場での未納によるいわゆる逃げ得の防止）を考慮し検討されなければならない。また、本市の他の条例における額との均衡を図る必要があるが、本市においては本条例のような行為規制による過料徴収の実例がないことから、他都市の事例を考慮するものとし、それらを踏まえ2千円とする。
- ・なお、条例に盛り込む場合は、他都市のように（別紙「参考」参照）条文において「〇万円以下」とし、実際の徴収額を別に定めることができるが、本条例においては、その目的を達成するために、禁止区域内において「火のついた煙草を持つ行為から」禁止行為としているため、行為に裁量を持たせる余地もなく過料に幅を持たせる必要性も低いことから、徴収額を条例に規定することとする。

1 通行量の状況

(1) 通り別通行量

(単位：人)

順位	通り名	番号	平均	土曜日	日曜日	月曜日	合計
1	オリオン通り	7,8,9,10	12,369	13,254	13,961	9,893	37,108
2	JR 駅東西自由通路	23	9,938	—	8,941	10,935	19,876
3	東武一番街通り	12	7,484	7,646	7,328	7,477	22,451
4	二荒通り	17,18	4,593	4,848	5,447	3,484	13,779
5	大通り南	4,5,6	3,835	4,136	3,882	3,486	11,504
6	ユニオン通り	20	3,622	3,362	3,727	3,778	10,867
7	日野町通り	11	3,419	3,358	3,578	3,322	10,258
8	JR 駅前通り	21,22	3,014	3,295	2,928	2,820	9,043
9	大通り北	1,2,3	2,894	2,549	2,420	3,714	8,683
10	駅東口大通り	27	2,853	—	2,215	3,490	5,705
11	宇都宮市役所前	26	2,057	—	—	2,057	2,057
12	みはし通り	19	1,912	—	2,046	1,778	3,824
13	鉄砲町通り	16	1,756	1,619	2,031	1,617	5,267
14	中央通り	14,15	1,725	1,503	1,754	1,917	5,174
15	江野町通り	13	1,656	2,011	1,604	1,352	4,967
16	本丸通り	25	747	—	747	—	747

〔調査要領〕

調査実施日：平成 19 年 7 月 21 日(土)・22 日(日)・23 日(月)

調査時間：午前 10 時～午後 7 時

調査方法：中学生以上の歩行者，自転車を時間別，方向別，男女別に計測

※平成 19 年度 商店街通行量実態調査（宇都宮市，宇都宮商工会議所）より

(2) 市内鉄道駅の乗降人員（2006 年度 1 日平均）

〔東日本旅客鉄道（JR 東日本）〕

駅名	乗降人員
宇都宮駅	71,546 人
雀宮駅	6,494 人
岡本駅	3,764 人

〔東武鉄道〕

駅名	乗降人員
東武宇都宮駅	11,287 人
南宇都宮駅	1,362 人
江曾島駅	2,576 人
西川田駅	2,668 人

2 他都市における過料の状況

(1)他都市における過料の額

都市名	罰則（徴収額）
札幌市	3万円以下（1千円）
さいたま市	3万円以下（2千円）
千代田区	2万円以下（2千円）
静岡市	5万円以下（2千円）
大阪市	1千円（1千円）

(2)徴収額別の都市数

金額	条例数	代表的な都市
2千円	19	千葉市, 船橋市, 川崎市, 名古屋市 など
1千円	6	大田区, 岡山市, 広島市 など

【参考】各通りにおける最大地点通行量（歩行者密度）

（「平成 19 年度 商店街通行量実態調査」より）

（単位：人）

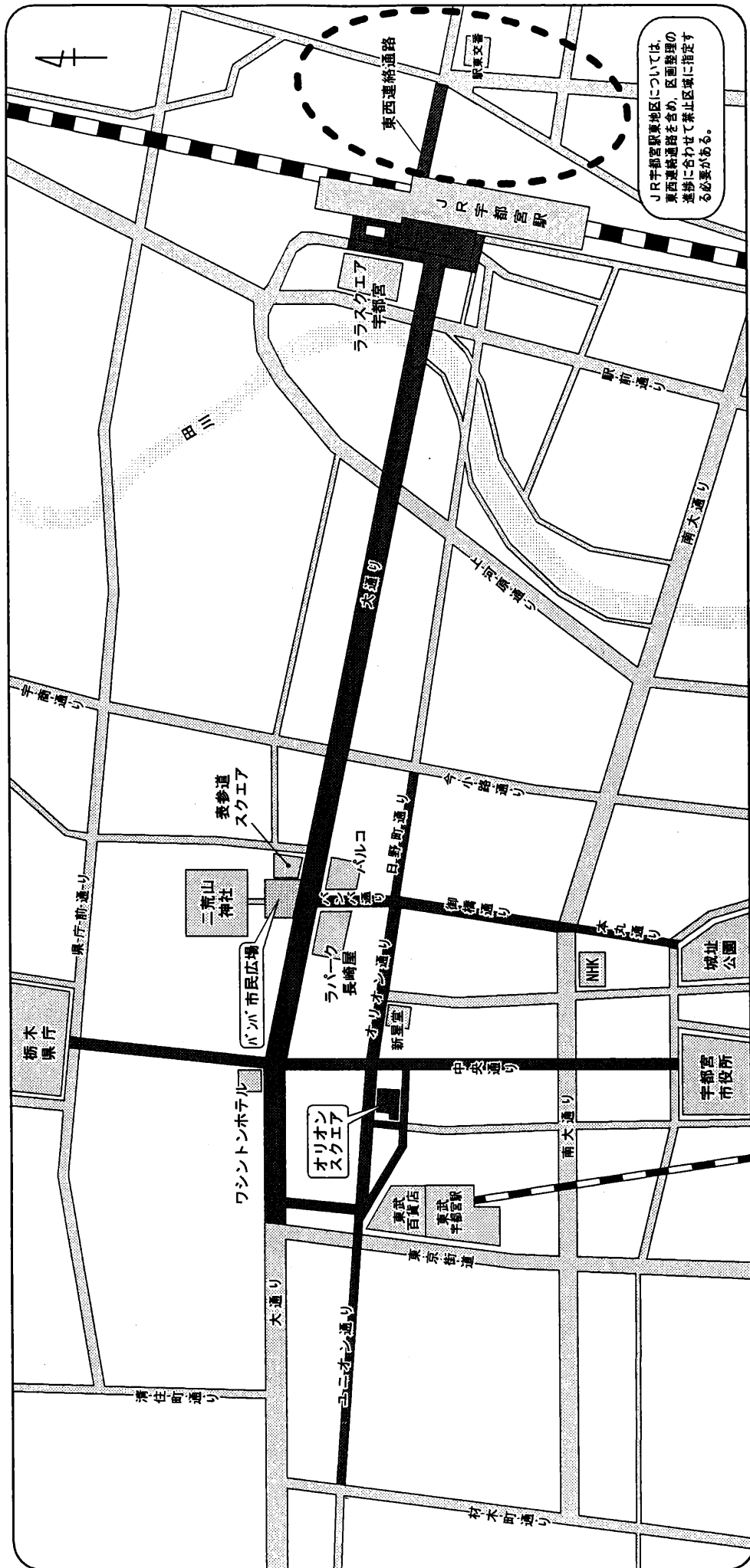
順位	通り名	幅員(m) (平均)	最大地点通行量(1時間あたり)		
				幅員 1m あたり	オリオン通りと 同じ幅員とした場合
1	東武一番街通り	5.3	1,196	225.7	2482.3
2	大通り北	3.7	762	205.9	2265.4
3	オリオン通り	11.0	2,177	197.9	2177.0
4	JR 駅東西自由通路	10.0	1,807	180.7	1987.7
5	駅東口大通り	4.2	685	163.1	1794.0
6	二荒通り	5.4	858	158.9	1747.8
7	日野町通り	3.5	528	150.9	1659.4
8	大通り南	5.1	754	147.8	1626.3
9	JR 駅前通り	5.0	538	107.6	1183.6
10	ユニオン通り	6.4	644	100.6	1106.9
11	江野町通り	3.7	286	77.3	850.3
12	宇都宮市役所前	6.0	455	75.8	834.2
13	中央通り	6.0	407	67.8	746.2
14	本丸通り	2.5	105	42.0	462.0
15	鉄砲町通り	8.0	310	38.8	426.3
16	みはし通り		307		

路上喫煙禁止区域（案）

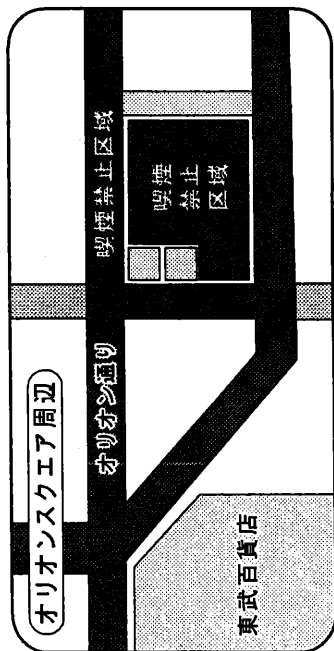
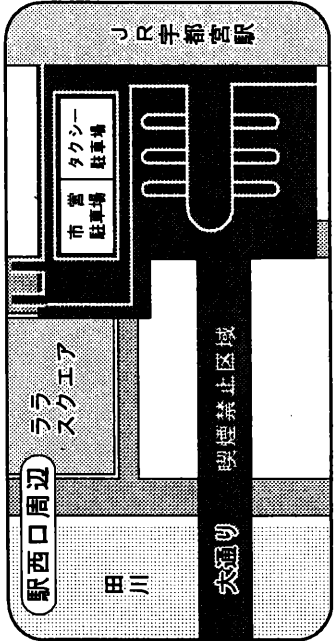
喫煙禁止区域

※ 努力義務区域は市内全域の道路、公園
その他屋外の公共の場所とします。

区域図



JR宇都宮駅東地区については、東西連絡通路を含め、区画整理の進捗に合わせて禁止区域に指定する必要がある。



第3回「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害
の防止に関する条例制定懇談会」資料

2007年12月

日本たばこ産業株式会社 宇都宮支店



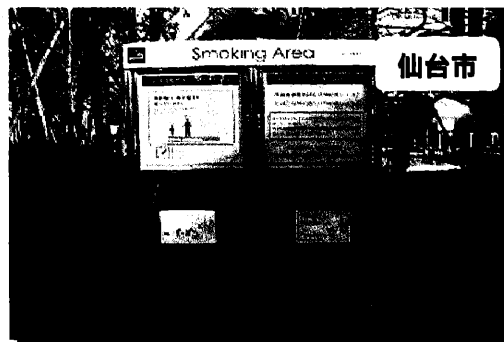
路上における、バランスのとれた分煙環境づくりに協力しています。

- 人の集散の著しい主要駅前等における環境美化や喫煙マナーの向上を目的として、全国の自治体と協働で喫煙所の整備を行っています。
- この取り組みは、「マナー・モラルの向上を呼びかけ、ポイ捨てや、歩きたばこをしない環境づくりが重要である」という吸われる方、吸われない方の協調ある共存の実現に向けた基本的な考えが、各自治体と一致したことによるものです。
- 現在、自治体と協働で整備した喫煙所の数は首都圏を中心に全国で87自治体、422箇所へののぼり、今後もますます増加する傾向にありますが、理由としては、港区、渋谷区をはじめとする先行自治体において、実際に喫煙マナーの向上効果が上がってきていることが挙げられます。

なお、自治体別内訳は以下のとおりとなります。(カッコ内は箇所数) *07.11.01現在

- ・ 政令市(10市、37箇所)
... 川崎市(12)、浜松市(6)、仙台市(4)、さいたま市(5)、堺市(2)、福岡市(3)、神戸市(1)、広島市(1)、大阪市(2)、横浜市(1)
- ・ 県庁所在地(16市、86箇所)
... 大分市(25)、高松市(16)、宮崎市(13)、佐賀市(6)、岐阜市(2)、前橋市(2)、長崎市(2)、大津市(2)、熊本市(7)、松江市(2)、山形市(2)、岡山市(2)、盛岡市(2)、秋田市(1)、青森市(1)、津市(1)
- ・ 東京都23区 (16区、127箇所)
... 港区(28)、渋谷区(24)、台東区(18)、豊島区(10)、新宿区(7)、板橋区(6)、杉並区(7)、目黒区(5)、墨田区(4)、中野区(4)、世田谷区(4)、文京区(3)、荒川区(2)、足立区(2)、千代田区(2)、品川区(1)
- ・ その他
... 相模原市(5)、川崎市(2)、所沢市(9)、柏市(6)、久留米市(6)、川口市(6)、松戸市(4)、八王子市(4)、藤沢市(1) 他 45自治体172箇所

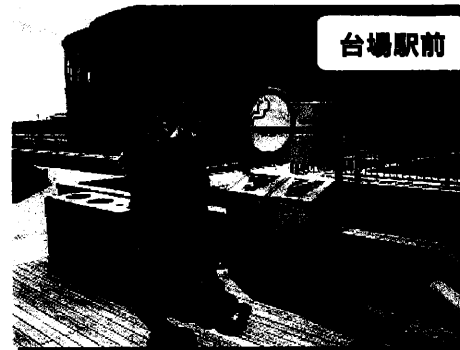
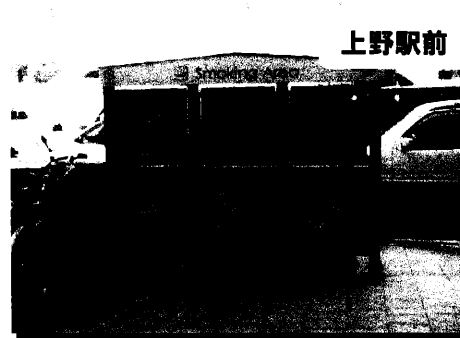
喫煙所設置の例(政令市)



喫煙所を整備している(予定している)主な自治体

政令市	条例施行	6市	さいたま市、横浜市、川崎市、広島市、福岡市、大阪市	17市中10市が設置
	未制定	4市	仙台市、浜松市、堺市、神戸市	
東京都23区	条例施行	13区	足立区、荒川区、板橋区、品川区、新宿区、杉並区、世田谷区、千代田区、中野区、文京区、墨田区、太田区、江東区	23区中18区が設置
	未制定	5区	港区、渋谷区、台東区、豊島区、目黒区	

喫煙所設置の例(東京都23区)



喫煙所設置の例(栃木県内)

◆栃木駅

栃木市と協働で3ヶ所(4台)
設置



◆鬼怒川温泉駅

藤原町と協働で2ヶ所(4台)
設置



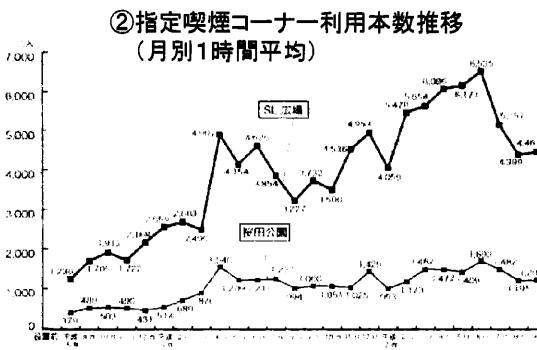
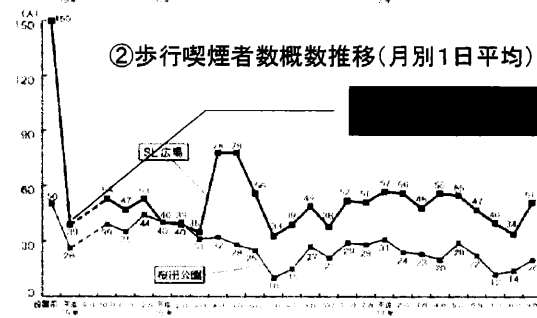
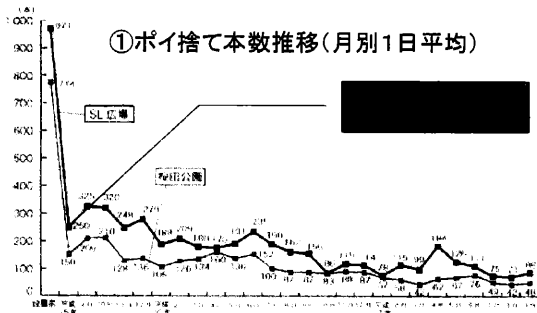
◆佐野アウトレットバスターミナル

佐野市と協働で2ヶ所(2台)
設置



喫煙所の設置効果について

＜東京都港区事例＞ ～区HPより～



指定喫煙コーナー整備前後の比較調査

①ポイ捨て本数 → 約90%減少

②歩行喫煙者数 → 約70%減少

※上記に伴い、喫煙コーナーの利用状況は増加

＜茅ヶ崎市事例＞ ～07年5月11日 神奈川県タウンニュース(ネット配信)～

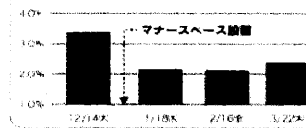
茅ヶ崎版 トップ記事

茅ヶ崎版一瞥へ戻る

駅周辺で歩きたばこ減少

マナースペース設置で約3割減

茅ヶ崎駅周辺での歩きたばこの割合



喫煙マナーの向上を目指し、昨年12月から茅ヶ崎駅周辺で分煙推進活動を進めてきた茅ヶ崎市。その一環として行われている「歩きたばこ実態調査」の結果が4月27日に発表され、調査開始時期に比べて減少したことが明らかになった。

市は昨年12月、それまで茅ヶ崎駅周辺9カ所に設置されていた灰皿を全て撤去。新たに大型灰皿を歩行者の動線からはずした3カ所に設け、その喫煙エリアをマナースペースとした。

それに伴って、設置の前後に計4回、歩きたばこの実態調査を行い、効果を調べた。調査は茅ヶ崎駅周辺の8カ所で、午前7時30分から8時30分までの任意の30分間で実施。約1ヵ月間隔の定点調査で、雨の日を避けて行われた。

この調査によると歩行者総数に占める、歩きながらの喫煙者数(調査場所8カ所の平均値)は、設置前の3.3%に対し、設置後は2.1～2.2%と減少した。

マナースペース(喫煙所)整備前後の比較調査
歩行喫煙者率 3.3% → 2.1～2.2%に減少

＜渋谷区事例＞ ～05年4月2日 毎日新聞より～



「あの街この町: 恵比寿・原宿も分煙——渋谷区 / 東京(Yahoo!ニュース)」 たばこニュース

区は1日、JR恵比寿、原宿両駅周辺を分煙ルール重点地区に指定し、計6カ所の喫煙所を設置した=写真。区は「歩行喫煙しない」「決められた場所で吸う」といった分煙ルールを03年8月に定め、昨年4月に渋谷駅周辺を初の重点地区に指定。

計15カ所の喫煙所を設けた結果、駅周辺は今年2月の調査で、たばこのポイ捨てが85%減少したという。恵比寿駅西口の喫煙所でたばこを吸っていた新宿区の会社員(35)は「どうしても外で吸いたい時があるが、喫煙所があれば、周りの人に危なくなくていい」と話した。4月2日朝刊(毎日新聞)

＜高松市事例＞ ～07年6月6日 毎日新聞より～

高松市中心部 歩行喫煙者実に減少

市条例で禁止し1年

高松市中心部の歩行喫煙者数は、条例施行後1年が経過し、約70%減少した。市は「歩行喫煙を禁止する条例」を06年6月に施行し、今年6月までの調査で、歩行喫煙者数は前年同月比で約70%減少した。歩行喫煙者数は、条例施行前の約1000人から、約300人に減少した。歩行喫煙者数は、条例施行後の約70%減少した。歩行喫煙者数は、条例施行後の約70%減少した。

歩行喫煙者が減少していることが分かった。高松市は、条例施行後1年が経過し、歩行喫煙者数は約70%減少した。歩行喫煙者数は、条例施行後の約70%減少した。歩行喫煙者数は、条例施行後の約70%減少した。

灰皿整備前後の比較調査
歩行喫煙者数 → 約70%減少

大田区

【東京】

丸3年で“挫折” 11月にも指定喫煙場所設置 区議会の方針転換へ

2007年9月27日

二十三日で約3年。“完全禁煙”地区を先行してきた大田区が、地区指定二年には、“挫折”。十一月にも仮面のある指定喫煙場所を設けることになった。エリア制での実効性が上がらず、今は、業界の理解もあり、区議会が方針転換への必要だ。二十三日の区議会は、設置の可否の中間案の修正案を可決した。…(松村信子)



指定喫煙場所が設けられるJR蒲田駅西口の路上喫煙禁止地区＝大田区

区は禁煙の区内全域で喫煙のポイ捨てを禁止する。また、蒲田駅西口の東口と西口を立ち止まる喫煙を禁止。違反者は罰則を適用する路上喫煙禁止地区に指定した。

二十三日では、路上喫煙禁止地区を設けている区の中でも、地区内に指定喫煙場所を設けていない“完全禁煙”は世田谷区と多摩区。当初、完全禁煙だった千代田区も、喫煙者に配慮し昨年設置した。

もとも、喫煙者のポイ捨てを禁じた大田区の条例は一九九七年に議員提案で制定。二〇〇四年に路上喫煙禁止地区を指定した直後、区が「ポイ捨て防止の効果を上げるために指定喫煙場所を設ける提案をしたところ「決めたことはしっかりやるべきだ」と反対するほど、議会は撤回した姿勢を示していた。

しかし、大田区は商業協同組合と蒲田駅周辺の六商店街が「なくなるポイ捨てを減らすために指定喫煙場所の設置を陳情すると一転、区議会が「駅前をきれいにするために昨年末に採択、区は採択を賛成、今回の条例改正案を提案した。

JR蒲田駅東口と西口の禁止地区に啓発用の看板や路面表示はあるが、罰則は指導員の人員費がかかるため啓発を優先してまだ適用していない。西口で喫煙していた区内の六十代の女性が「みんな吸っているからと話そうに本気でたばこを吸う人は絶えない。区によると、早期の調査で東西合わせて平均約四百本の喫煙が見つかっており、ポイ捨ての減少も下げ止まっている。

指定喫煙場所は、西口と東口に一方ずつ設置。ステンレス製の灰皿を置き、その周辺でのみ喫煙できるようにする。

議員の一人は「ポイ捨てが減らない中で、たばこ業界だけでなく地元商店街からも陳情があり、やむを得ない決断と断明する。議会に振り回された結果、区は「条例の実効性を上げられなかったためとは分かっているが…」と割り切れない様子。区は今後罰則の適用に踏み切る予定はない。駅近くの店主の一人は「せっかくの禁止場所なのに灰皿を置く必要はない。喫煙者のマナーは悪くても、指定喫煙場所を設けても人々に改善されるとは思えない」と不満を吐いた。

川崎市

路上喫煙に罰則導入1年の川崎市

赤きたばこなど路上での喫煙をなくするため、違反者に過料を科す条例を県内で最初に導入した川崎市。都行から1年近くたつが、過料処分がまだに10年であることが分かった。全国の自治体の中には路上喫煙を見つけたらすぐに過料を求める対応がある一方、川

崎市はその場で済した場合には過料を求めない「ソフトな対応」をしているためという。過料処分はゼロだが、路上喫煙のマナーは向上し、条例導入の効果は見られるようだ。横浜市も来年1月から同様の条例を実施するが、「罰過料」対応を予定している。（松沢肇司）

過料0件でも効果

川崎市は昨年4月1日、川崎区と幸区にまたがるJR川崎駅周辺や中原区の武蔵小杉駅など、主要な駅周辺や路上喫煙禁止の重点地区に指定した人の禁止措置を配備し、路上喫煙者を注意している。同月10月1日、罰則を科すことにしても路上喫煙を止めない人への手出しの過料処分を導入したが、6月1日現在、違反は0件だ。

川崎市の場合、指定喫煙禁止の罰則を科すことは、まず市役所の職員が、それでも止めない場合は過料を科すが、注意を聞かない人の多くは捕まえてしまわないという。市健康生活課によると、07年7月の1カ月間、0区域で違反・捕獲をされた人も0件だ。

一方、08年10月、川崎区は指定喫煙禁止の路上喫煙禁止条例を施行した。罰則導入は今年4月までの4年10カ月間の間、路上喫煙禁止の罰則を科すことがなかった。川崎区は路上喫煙を減らすために、指定喫煙場所を指定して、違反者を注意している。

川崎市の路上喫煙禁止条例は、指定喫煙場所を指定し、違反者を注意している。指定喫煙場所は、指定喫煙場所を指定し、違反者を注意している。

注意・指導でマナー向上

現場から

97年（4・29％）だった。07年6月に同じ条件で実施したら、21・4人中8人（0・38％）に減っていた。他の5名も減少傾向だ。

来年から実施の横浜は… 見つけたら、即過料へ

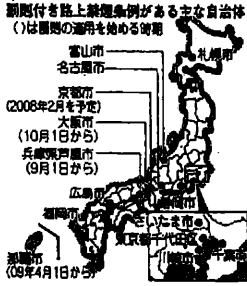
川崎市の路上喫煙禁止条例は、指定喫煙場所を指定し、違反者を注意している。指定喫煙場所は、指定喫煙場所を指定し、違反者を注意している。

川崎市の路上喫煙禁止条例は、指定喫煙場所を指定し、違反者を注意している。指定喫煙場所は、指定喫煙場所を指定し、違反者を注意している。

川崎市の路上喫煙禁止条例は、指定喫煙場所を指定し、違反者を注意している。指定喫煙場所は、指定喫煙場所を指定し、違反者を注意している。

2007年(平成19年) 7月30日 月曜日

路上たばこ「規制」効果に疑問



「たばこを吸うのは個人の自由」と主張する人々もいるが、路上喫煙の規制は、喫煙者の健康被害を減らすだけでなく、周囲への迷惑を減らす効果も期待されている。しかし、規制の効果が疑問視されている。

山梨県は、2007年7月30日、路上喫煙の規制に関する条例を施行した。これは、喫煙者の健康被害を減らすだけでなく、周囲への迷惑を減らす効果も期待されている。しかし、規制の効果が疑問視されている。

06年10月1日施行
08年4月18日施行

山梨日日新聞 7/30

路上喫煙の規制は、喫煙者の健康被害を減らすだけでなく、周囲への迷惑を減らす効果も期待されている。しかし、規制の効果が疑問視されている。

山梨県は、2007年7月30日、路上喫煙の規制に関する条例を施行した。これは、喫煙者の健康被害を減らすだけでなく、周囲への迷惑を減らす効果も期待されている。しかし、規制の効果が疑問視されている。

逆ギレ、さねトラブルも

「たばこを吸うのは個人の自由」と主張する人々もいるが、路上喫煙の規制は、喫煙者の健康被害を減らすだけでなく、周囲への迷惑を減らす効果も期待されている。しかし、規制の効果が疑問視されている。

山梨県は、2007年7月30日、路上喫煙の規制に関する条例を施行した。これは、喫煙者の健康被害を減らすだけでなく、周囲への迷惑を減らす効果も期待されている。しかし、規制の効果が疑問視されている。



たばこ「禁煙」禁煙で大騒ぎ

「たばこを吸うのは個人の自由」と主張する人々もいるが、路上喫煙の規制は、喫煙者の健康被害を減らすだけでなく、周囲への迷惑を減らす効果も期待されている。しかし、規制の効果が疑問視されている。

山梨県は、2007年7月30日、路上喫煙の規制に関する条例を施行した。これは、喫煙者の健康被害を減らすだけでなく、周囲への迷惑を減らす効果も期待されている。しかし、規制の効果が疑問視されている。

～2006年3月17日 日経新聞より～
狭山市の喫煙所設置効果

「タバコを吸う人は、タバコを吸う場所を指定する必要がある」として、狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。

灰皿未設置の「スタンド型」禁煙

「J.T.」の「スタンド型」禁煙



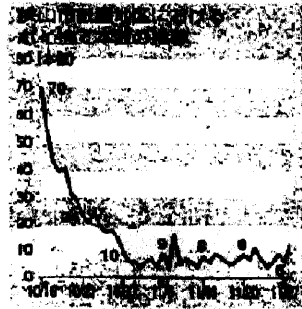
狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。

～2004年5月7日 読売新聞より～
渋谷区の喫煙所設置効果

路上喫煙の減少

渋谷区は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。渋谷区は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。渋谷区は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。

～2006年3月22日 産経新聞より～
狭山市の喫煙所設置効果



狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。

喫煙マナー向上へ灰皿設置
2カ月でポイ捨て激減

狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。狭山市は、市内全域に喫煙所を設置する方針を打ち出した。

～2006年3月18日 東京新聞より～
狭山市の喫煙所設置効果

路上喫煙

1万7807件に過料処分

千代田区「吸い殻激減、効果」
禁止3年

千代田区は2003年、路上喫煙禁止の条例を制定し、1万7807件の過料処分を行った。吸い殻の激減が確認されている。

千代田区は2003年10月に路上喫煙禁止条例を制定し、1万7807件の過料処分を行った。吸い殻の激減が確認されている。

条例制定後、路上喫煙の件数は大幅に減少した。条例制定前の2003年8月28日に見比べると、吸い殻の激減が確認されている。今年10月4日からは7本に激減した。今後、パトロールに力を入れる一方、喫煙所の整備でも取り組む。

江坂駅周辺「喫煙禁止」から半年

罰則なしでも効果

吹田市 歩きたばこ4分の1に

吹田市が、同市の地下鉄御堂筋線・北大阪急行江坂駅周辺を「喫煙禁止地区」に指定して半年が過ぎた。罰則がなく、効果を疑問視する声もあったが、市が連続調査したところ、駅周辺の「歩きタバコ」は4分の1近くに激減したことが分かった。同市では「歩きタバコゼロ」を目指し、今後も調査で力を入れる考えだ。



今年4月、江坂駅周辺で「喫煙禁止地区」指定を促す市職員が地元の人たちへ吹田市で、同市を

今年4月、江坂駅周辺で「喫煙禁止地区」指定を促す市職員が地元の人たちへ吹田市で、同市を歩きたばこは約4分の1に激減した。市では「歩きタバコゼロ」を目指し、今後も調査で力を入れる考えだ。

今年4月、江坂駅周辺で「喫煙禁止地区」指定を促す市職員が地元の人たちへ吹田市で、同市を歩きたばこは約4分の1に激減した。市では「歩きタバコゼロ」を目指し、今後も調査で力を入れる考えだ。